

重要開発調整池に関する維持管理基準

平成 29 年7月

京都府建設交通部河川課

目 次

第 1 章 総則	1
1 適用	1
第 2 章 維持管理基準	2
1 維持管理計画書の作成	2
2 巡視及び点検	2
3 修繕及び土砂撤去等	3
4 連絡体制	3
附則	3

第1章 総則

1 適用

この基準は、災害からの安全な京都づくり条例（平成 28 年京都府条例第 41 号。以下「条例」という。）第 21 条第 1 項に規定する重要開発調整池の機能を維持するに当たり、重要開発調整池の所有者（所有者以外に当該重要開発調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者。以下「重要開発調整池所有者等」という。）が適正な管理を行うために必要となる事項を定めるものである。

<解説>

重要開発調整池所有者等は、設置した重要開発調整池の機能を維持するため、適正な管理を行わなければならない。

適正な管理とは、条例第 18 条第 2 項及び規則第 7 条 1 項に規定する重要開発調整池に関する技術的基準に基づき設置した重要開発調整池が有する機能（開発地の下流地域において浸水による被害を防止又は軽減するために必要かつ相当な機能）を維持するために巡視及び点検を定期的に行い、必要に応じて堤体の修繕及び堆積土砂の撤去等を行うことをいう。

第2章 維持管理基準

1 維持管理計画書の作成

開発者は、重要開発調整池所有者等が適正な管理を行うため、重要開発調整池維持管理計画書（以下「計画書」という。）を作成し、条例第 20 条第 1 項で規定する重要開発調整池完了届と合わせて提出するものとする。

<解説>

計画書には、巡視及び点検の頻度、項目、連絡体制等を記載するとともに、重要開発調整池の堆砂容量と整合した土砂撤去計画を記載するものとする。

重要開発調整池所有者等は、開発者が提出した計画書に基づき、適正な管理を行うものとする。

2 巡視及び点検

重要開発調整池所有者等は、計画書に基づき巡視及び点検を定期的を実施し、重要開発調整池点検台帳（以下「台帳」という）に整理、保管するものとする。

<解説>

重要開発調整池所有者等は、定期的に巡視及び点検を行い、その結果を台帳に整理し、保管するものとする。ただし、京都府から台帳の提出要請があった場合は、速やかに提出するものとする。

巡視及び点検は、出水期前（4月～5月）と出水期後（11月～12月）の年2回実施するものとする。ただし、大きな出水や地震等が発生した場合には、必要に応じて巡視及び点検を行うものとする。

重要開発調整池所有者等は、巡視及び点検の支障とならないよう、必要に応じて草刈り等を行うものとする。

重要開発調整池所有者等は、参考表 2.1 に示す項目を点検するものとする。

参考表 2.1 点検項目及び内容

項目	内容
調整池	護岸や堤体の損傷、漏水の有無、堆積土砂の状況等
流入口、オリフィス	損傷、漏水の有無、堆積土砂やゴミ等の有無等
その他設備（フェンス、水位標、標識等）	損傷の有無等

3 修繕及び土砂撤去等

重要開発調整池所有者等は、巡視及び点検により異常が認められた場合においては、速やかに必要な措置及び通報等を行うものとする。

<解説>

重要開発調整池所有者等は、巡視及び点検により異常が認められた場合は、速やかに重要開発調整池が有する機能を回復するために必要な措置を講じるものとする。機能を回復するために必要な措置とは、施設の修繕、堆積土砂の撤去等をいう。

重要開発調整池所有者等は、計画書に基づき、適正に堆積土砂の撤去を実施するものとする。ただし、点検の結果、土砂撤去計画よりも土砂堆積が進行していることが判明した場合には、撤去時期を早めて実施するものとする。さらに、堆砂容量以上の土砂堆積が判明した場合には、直ちに撤去するものとする。

重要開発調整池所有者等は、管理する施設以外に重要開発調整池の機能を阻害する要因がある場合には、当該施設の管理者に通報し、改善措置等を行うよう求めるものとする。

4 連絡体制

開発者は、巡視及び点検により異常が認められた場合に、速やかに関係機関と連絡調整が行えるよう、あらかじめ緊急連絡網を作成しておくものとする。

<解説>

開発者は、緊急時において、近隣自治会、市町村等との情報伝達を迅速に行うことができるよう、あらかじめ緊急連絡網を作成し、計画書に記載するものとする。

附則

この基準は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。